

# 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言

◆当団体は、感染防止対策として、次の取組を推進します。



## 1 社会的距離の確保

- 運行中乗務員は、マスクの着用、窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、利用者に安心感を与える
- 運賃の受け渡し等において、マスクや手袋を着用し乗客との直接接触を減らす
- 防護スクリーン等の設置による乗務員と乗客の飛沫感染の防止の工夫
- 車内の座席、手すり、防護スクリーンなど不特定多数の利用者が触れる箇所についてはこまめに消毒を行う

## 2 従業員及び乗客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員のマスク着用及び手洗い(手指消毒)
- 乗客等に対し、マスク着用及び手洗い(手指消毒)を呼びかけ
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯

## 3 施設の衛生管理・換気の徹底

- 休憩室使用時は原則マスク着用、入退室時の手洗いの徹底、及び「3密」を避ける
- 飲食については、時間をずらし、椅子を間引くなど、2メートル以上の距離を確保
- トイレのハンドドライヤーは利用を止め、共用タオルは禁止し、ペーパータオルを設置

## 4 その他業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施

- 対面による点呼は運行管理者と運転者の間にアクリル板の設置や適切な距離をとる
- 従業員に対し、始業点呼と終業点呼時に体温測定を行い、発熱や咳等のある者は自宅待機、その際、特に息苦しさ、だるさ、味覚・聴覚障害といった体調変化も確認する
- 従業員に対し、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努める
- 利用者に対し、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布等により拡大防止の協力を求める
- 従業員の感染が確認された場合保健所、医療機関の指示に従うほか、地方運輸局等に報告するとともに、勤務場所の消毒を行い、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる

上記の内容を当団体会員等へ普及し、取り組みを支援します。

令和2年 7月 6日

団体名 (一社)栃木県タクシー協会